

教保第1064号
令和7年10月27日

各 課 長 様
各 教 育 機 関 の 長 様
県 立 学 校 長 様
教 育 事 務 所 長 様
市 町 教 育 委 員 会 教 育 長 様

石川県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長

教職員のボランティア活動の推奨について（周知）

近年では、少子高齢化により、ボランティア活動等の地域貢献活動の担い手の確保に課題を抱えるケースも出てきております。

ボランティア活動をはじめとする地域貢献活動に参加することは、自身の視野を広げ、成長やモチベーションアップにつながるるとともに、地域の活性化や諸課題の解決に寄与することで、地域の方々との信頼関係構築にもつながります。

中でも、学校に通う児童生徒の見守りを行う「子ども見守りボランティア活動」は、安心・安全な学校づくりに欠かせないものであり、教職員においても、教員としての立場ではなく、地域の方々と共に地域に貢献できる取り組みとして、その担い手としての参加が期待されています。

については、「子ども見守りボランティア活動」を含めたボランティア活動の推奨について、貴所属職員に周知願います。また、市町教育委員会においては、貴管内の学校に周知願います。

なお、「教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動」を行う場合には、1歴年につき5日の範囲内で「ボランティア休暇」を取得することが可能です。

(事 務 担 当) 保健体育課 健康教育G 担当 本吉 TEL : 076-225-1847 FAX : 076-225-1854 E-mail : h-motoyoshi@pref.ishikawa.lg.jp

<ボランティア休暇の対象となる活動>

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合とする。

(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

(2) 別表に掲げる身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動

(3) 身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(4) 国、地方公共団体、地縁に基づいて形成された団体又は公共的団体が行う地域における環境の整備、スポーツの振興又は文化の振興等に関する事業に対して行う奉仕活動

(具体的には以下のとおり)

①花いっぱい運動等の環境美化活動

②道路、公園、河川等の公共施設の清掃活動

③市町村の区域以上を参加対象とする競技会に対し、主催団体の依頼により役員又は審判員として競技運営に協力する活動

④地域の伝統芸能等の伝承活動

⑤青少年の非行防止活動

⑥交通安全推進活動

→学校（※）と連携して行う見守りボランティアも対象

※教職員自身の子が通う学校は除く

※教員の業務として行うものではありません